

社会福祉法人愛清館定款

第一章 総則

(目的及び事業)

第一条 この法人は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（以下、単に「法」という。）第二十二条の規定により設立された社会福祉法人として、基督教精神を基本的な理念としつつ、法の目的及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第一条から第三条までの原理等を具現化するために、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 幼保連携型認定こども園の経営

(ロ) 放課後児童健全育成事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人愛清館という。

(経営の原則等)

第三条 社会福祉法人愛清館（以下、「当法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的及び適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 当法人は、第一条に規定する事業を実施する他、地域社会に貢献するために、子育て世帯等を支援するための福祉サービスを無料又は低額な料金で積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 当法人は、事務所を東京都墨田区押上三丁目5番6号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 当法人に、評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 前項の外部委員は、次の各号のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 前二号に該当する者の配偶者、三親等内の親族又は使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員の候補者については、当該候補者が評議員として適任と判断した理由を付して、理事は理事会の決定を経た上で評議員選任・解任委員会に提案することができる。評議員の解任を提案する場合も同様とする。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、構成員の全てが出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が賛成することを要するものとする。

6 第二項から第五項までの規定の他、評議員選任・解任委員会の運営についての詳細は、理事会において定める。

（評議員の任期）

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第八条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第三章 評議員会

（評議員会の構成）

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

第十条 評議員会は、以下の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 前各号に掲げるものの他、評議員会で決議するものとして法令で定められた事項

（評議員会の開催）

第十一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催する他、必要に応じて都度開催する。

（評議員会の招集）

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。

- 2 評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事に対して評議員会の招集を請求することができる。

（評議員会の決議）

第十三条 評議員会の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、第十条第一号（監事の解任に係る決議に限る。）、第五号及び第九号並びにその他の法第四十五条の九第七項各号の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

- 3 第十条第一号（理事又は監事の選任に係る決議に限る。）の決議は、当該候補者毎に第一項の決議を行わなければならない。この場合において、当該候補者の合計数が第十五条第一項各号に定める定数を上回るときは、過半数の決議を得た候補者のうち、得票数の最も多い者から順次に第十五条第一項各号に規定する定数に達す

るまでの者を選任するものとする。

- 4 前三項の規定にかかわらず、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の議事録の作成)

第十四条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録には、出席した評議員のうちから選出された議事録署名人3名が記名押印しなければならない。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第十五条 当法人に、以下の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 6名以上、ただし、評議員数より少数でなければならない。
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事のうち1名を理事会の決議によって当法人の業務を執行する理事として選定されたもの（以下、「業務執行理事」という。）とすることができる。この場合において、業務執行理事は理事長以外の理事をもって充てる。

(役員の選任)

第十六条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第十七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、その業務の一部を分担し執行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第十八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第十九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事又は監事は、第十五条第一項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二十条 理事又は監事が、以下の各号に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第二十一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

第二十二条 当法人に、職員を置く。

- 2 当法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「園長等」という。）の任免は、理事会の決定による。
- 3 園長等以外の職員については、理事長が任免する。

第五章 理事会

(理事会の構成)

第二十三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第二十四条 理事会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第一号に規定する業務執行の決定のうち日常の軽微な業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告するものとする。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、法令で定める範囲内において、第一号に規定する重要な業務執行以外の業務執行の決定について、理事に委任することができる。この場合において、当該委任を受けた理事はその為した業務の執行の決定について、理事会に報告するものとする。

(理事会の開催及び招集)

第二十五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は、理事長が欠けたとき又は、理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第二十六条 理事会の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる理事に限る。）の全員が書面により同意の意思表示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録の作成)

第二十七条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印しなければならない。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二十八条 当法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び収益事業用財

産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

(イ) 東京都墨田区押上三丁目495番所在の幼保連携型認定こども園共愛館
保育園敷地一筆（1871方メートル）

(ロ) 東京都墨田区押上三丁目495番9所在の幼保連携型認定こども園共
愛館保育園敷地一筆（54平方メートル）

(ハ) 東京都墨田区押上三丁目495番10所在の幼保連携型認定こども園共
愛館保育園敷地一筆（190方メートル）

(ニ) 東京都墨田区押上三丁目493番1所在の幼保連携型認定こども園共
愛館保育園公衆用道路一筆（39平方メートル）

(ホ) 東京都墨田区押上三丁目495番3所在の幼保連携型認定こども園共
愛館保育園公衆用道路一筆（142平方メートル）

(ヘ) 東京都墨田区押上三丁目494番4所在の幼保連携型認定こども園共
愛館保育園公衆用道路一筆（39平方メートル）

(ト) 東京都墨田区押上三丁目495番4所在の幼保連携型認定こども園共
愛館保育園公衆用道路一筆（152平方メートル）

(2) 建物

(イ) 東京都墨田区押上三丁目495番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき
2階建保育所共愛館保育園園舎（延757.08平方メートル）

(ロ) 東京都墨田区押上三丁目495番地所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造
陸屋根2階建保育所共愛館保育園園舎（延449.54平方メートル）

3 その他財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 収益事業用財産は、第三十六条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な
手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第二十九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議

員会の決議を経て、墨田区長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、墨田区長の承認は要しない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三十条 当法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三十一条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、当法人の事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三十二条 当法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書をいう。以下同じ。）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類につ

いては、第十一条に定める定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第三号、第四号及び第六号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第一項各号に掲げる書類及び次の各号に掲げる書類並びに定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。ただし、第一項各号に掲げる書類及び第一号の書類については、その備え置く期間は5年間とする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類
- (会計年度)

第三十三条 当法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三十四条 当法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三十五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 収益を目的とする事業

(収益事業の種別)

第三十六条 当法人は、法第二十六条の規定により、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不動産貸付業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の充当)

第三十七条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、当法人の行う社会福祉事業に充てるものとする。

第八章 解散

(解散)

第三十八条 当法人は、法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三十九条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議により、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属させるものとする。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四十条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、墨田区長の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第四十五条の三十六第四項の規定による変更のときは、墨田区長の認可は要しない。この場合においては、定款の変更後遅滞なくその旨を墨田区長に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四十一条 当法人の公告は、当法人の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四十二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

(設立当初の役員)

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	布施英雄
理 事	小崎忠雄
理 事	竹内祥子
理 事	武者隆

理 事 横山英美子

理 事 竹前真

監 事 大谷リツ子

監 事 小出弘樹

(施行期日)

- 2 この定款は、改正法附則第七条第二項の規定に基づき、改正法施行日から施行する。ただし、第六条の規定は、墨田区長の認可を受けた日から効力を有するものとみなす。

(経過措置)

- 3 前項のただし書の場合において、変更認可後の第六条中「評議員」とあるのは、改正法施行後における「評議員」とする。

附 則

この定款は、墨田区長の認可を受けた日から施行する。

- ・ 2021 年度第二回愛清館評議員会にて第八条及び第二十一条を変更。
- ・ 2021 年度第三回愛清館評議員会にて第七条を変更。
- ・ 2021 年度第四回愛清館評議員会にて第六条 1 及び第二十五条 1 と 2 を変更。
- ・ 2022 年度第一回愛清館評議員会にて第五条及び第十五条一を変更。
- ・ 2022 年度第二回愛清館評議員会にて第一条を変更。
- ・ 2024 年度第三回愛清館評議員会にて第六条、第十条、第十五条、第二十条、第二十四条、第二十八条、第二十九条、第三十二条、第三十六条、附則を変更。